

平成 27 年度第 2 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 27 年 9 月 7 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 2 階 202 号室

3 会議の議題

- (1) 報告第 2 号 「新東名高速道路等の供用開始に伴う屋外広告物の規制について」
- (2) 報告第 3 号 「第 2 回おかざき景観賞について」
- (3) 報告第 4 号 「景観整備機構の指定について」

4 会議に出席した委員（11 名）

学識経験者	河江 喜久代	
学識経験者	水津 功	
学識経験者	杉野 丞	
学識経験者	瀬口 哲夫	
学識経験者	中根 克弘	
景観整備機構	佐藤 繁子	
愛知県広告美術業協同組合		柴田 芳孝
景観整備機構	天野 裕	
景観整備機構	岩月 美穂	
岡崎商工会議所	林 みずほ	
公募市民	大野 敏夫	

5 説明者

都市整備部長		岩瀬 敏三
都市整備部都市計画課	景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課	景観推進班主事	武田 穂波

6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として河江委員及び佐藤委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案

したところ、全会一致で承認された。

8 報告第2号「新東名高速道路等の供用開始に伴う屋外広告物の規制について」(説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 屋外広告物の規制のあらましについて
- (2) 新東名高速道路等の供用開始に伴う規制の考え方について
- (3) 関係法令等について

9 報告第2号「新東名高速道路等の供用開始に伴う屋外広告物の規制について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

適用除外に関して。自家用広告と一般広告の内、自家用広告に関してはすべて適用除外ということか。

事務局：

一般広告の場合、どこか一部でも見えていれば適用となり、見えていなければ適用除外となる。自家用広告の場合、どこか一部でも見えている場合、全面に禁止地域の規制が適用されていくイメージで考えている。

柴田委員：

自家用広告の場合、どこか一部が見えれば、見えていない場所も掲出禁止になるという事か。

事務局：

自家用広告の場合、禁止地域では最大可視面積で20㎡まで掲出可能という条件が現在ある。自家用広告を掲出する店舗で、禁止地域と許可地域にまたがって店が建っているパターンが市内でも既に何軒かある。禁止地域に一切看板を出さない場合は、許可地域の基準が適用されるが、看板がひとつでも禁止地域に立つと、より厳しい規制が全面にかかることになる。その物件は禁止地域の扱いで許可をすることになり、店舗全体に最大可視面積20㎡までという条件がかかってくる。

柴田委員：

看板の構造自体が見えるところでも、裏面に広告は無く、反対側(表側)にある広告は反対側からは見える、といった場合はどうなるか。

事務局：

その場合は明らかに見えないと言って差し支え無いと思うが、もう少し整理しておく。

柴田委員：

見えない所は適用除外というのは、我々の業界ではすごい決断、ありがたいと思う。高速道路側からは見えない、向こう側からは見える、というものの扱いについて、景観にマッチした裏面にするような事が話題になるのではと思う。

瀬口会長：

裏面については、あまりきれいな印象がないこともある。自然物を使うような案もあるのかもしれない。

建築物で影になるようなものの取扱いについても、整理の必要があるかと思う。

事務局：

展望による適用除外についてだが、現在、自然立地のみでなく、人口の工作物、例えば防音壁等で見えないような場合でも、適用除外にしている自治体の例が多くある。遮音壁で見えない場合や、建築物で見えない場合については、適用除外という判断でやっていって良いかと思っている。

柴田委員：

あと、場所によって、色や大きさについてどこまで看板に規制をかけるのか。おそらく今後看板が増えていくと思われるが、看板なら何でも良いという訳ではなく、適用除外の場所に立つ看板についても、景観に調和したものとするために、ある程度の規制をかけておいた方が良いのではと思う。

水津委員：

防音壁がある場合は、規制が除外になる可能性がある。防音壁は近隣住民の要望によって設置される事もあるかと思う。すると、看板の規制の意味合いも含めた防音壁が出てくる可能性がある。そうした事例の調査もしっかりやった方がいいと思う。

瀬口会長：

禁止区域であっても 20 m²までの自家用広告は出来る。看板自体が見える可能性はある。一般広告は禁止となるが、防音壁等で見えなくなってしまうと、それは可になるというのが今の案である。

木で隠れる場合というのはどうか。

事務局：

木は、枯れると枝の隙間から見えてしまう可能性があるため、規制が適用される。

瀬口会長：

ネオンサインについてはどうか。

事務局：

ネオンサインは規制をしていない。

瀬口会長：

運転していると、ネオンサインに目が行ってしまう。交通安全のためには、規制が必要なのではないかと思う。

柴田委員：防音壁に窓が付くことがある。そうすると、見えたら撤去、という風になる。

事務局：

横浜市の場合では、許可の申請時に申請者が展望のできる、できないがわかる資料を申請書に添付し、それをもとに判断していく運用を行っている。

一部窓が開いているというような場合は難しいと思うが、高速道路の走行に必要な屋外広告物に目が行って事故が起きないように、というのが本来の趣旨である。このため、現東名高速道路において、現に本線より全く見えなくても禁止地域の基準をはめて指導している物件もあり、「本線から見えないのになぜ禁止地域の規制がかかるのか」と言われる場合も多い。

愛知県内を調べると、展望できる、できないという形で除外の運用をしている自治体もある。岡崎市は条例に基づき厳密に運用している状況である。新東名はかなり高い所を通り、下の方で出されている一般広告について同様の基準をはめていく事は、条例の趣旨や実態に合っておらず、このような適用除外を設けてはどうかと考えている。これについては、現東名にも同様の適用除外を設けてはどうかと考えている。

中根委員：

許可の期間というものはあるのか。

事務局：

許可の期間は、最長で3年間となっている。

中根委員：

例えば、許可の期間内に見えるようになってしまったというような、既存不適格のような例が出てきてしまった場合はどうなるか。

事務局：

違反の程度にもよるが、次回更新時までには是正されるよう、撤去や、条例に適合する形への改修の指導をする。この期間を1年で指導する自治体もある。改修をして適合な形にしない限り、次の許可は通らない。

瀬口会長：

3年ごとに更新の申請をしているのか。

柴田委員：

まじめな広告業者は出している。手数料については、業務として我々も書類申請手数料としては若干のものはいただくが、本来、広告主が申請を出すべきではないかと思う。手続は我々が代行するが、落下の事故等、何かあった時には、行政から持ち主に通達が行くほうが、スポンサーは納得しやすい。業者の立場としては、不慮の事故の際に、責任が無かったとしても攻められる。

瀬口会長：

業者が作っている看板と、持ち主が作っている看板の2種類がある。持ち主は、おそらく更新が必要であることを忘れてしまう。広告業を営んでいる人が代行することで、きちんとした更新につながる部分がある。

柴田委員：

国道248号の幸田側の条例が変わって、案内誘導看板5m・5㎡以下のみ許可という規制がかかった。申請した際、条例が変わったので、今から3年間は有効だが、次回更新時までには直すようにということであった。このようなケースでは、看板を作ってすぐ条例が変わり、次の更新の際、その時点で既に約3年が経過し、更に3年後までに直すようにという話であるため、概ね6年程の経過措置期間があることになる。悠長なように感じるが、市町村によっては1年以内の是正を求めるような運用もあるということか。

事務局：

1年以内という市町村もあるし、次回更新時まで（3年以内）という市町村もある。

柴田委員：

不適格になったので直すようにという指導が入った時のスポンサーの反応としては、業者に責任を負わせ、費用負担させる場合もあれば、この際もういいと言われる場合もある。

事務局：

許可申請の際には許可手数料を頂いている。広告の許可期間に応じて手数料額は変わってくる。電飾の無いものだと3年間の許可で5㎡あたり1,300円、電飾の有るもので夜間に光るものだと3年間の許可で5㎡あたり1,900円がかかる。

瀬口会長：

これは法律で決められた金額なのか。

事務局：

条例で決められた金額である。

瀬口会長：

条例を変えれば、金額の設定は自由であると。

事務局：

県内では一律の金額となっている。

柴田委員：

手数料をきちんと納めていない看板がたくさんある。摘発し、納付を促すようなことをしていけば、税収増につながるのでは。

瀬口会長：

少し粗い案だが、摘発した人に摘発手数料を払うような仕組みとか。

杉野委員：

高速道路は市町村を縦断しているが、それぞれの市町村ごとの条例で、規制の幅や徴収金額の設定がされるような、ぶつ切りの状態という理解でよいか。

事務局：

法律が出来たときに、国が条例のガイドラインを作っており、それをベースに各自治体が条例を作っている。そこから、各自治体が実情に合った条例を作っているため、独自の規制がある地域もある。全国的に屋外広告物条例に統一感が無いという部分は問題となっている。愛知県下では、展望規制の考えを取り入れているのは、県、豊田市、名古屋市など。

手数料に関しては、中核市に移行した際に愛知県より条例を引き継いでおり、手数料額に変更は無い。

杉野委員：

日本の法律からするとそうなるとは思うものの、今回の件に関しては一貫性がある方が良いのではないかと思う。

もう1点、この法律の考え方について。走行中の運転者にとって、というスタンスは理解できる。それ以外に、高架の下を日常的に通過する人や、民家の近くに高架橋が出来たり、埋め立てをしながら道路を作る場合もあるかと思うが、高速道路付近で暮らしている人たちからすると、住環境の近くに高速道路が出来たことによって生活環境が様々な面で変わっていく。その人たちにとっての景観は、この規制が出来たことによって、どのようによりよい環境を担保してあげられるのか。禁止地域が500mとなっているが、看板の立ちやすい所というのは、サービスエリア付近やインターチェンジ周辺かと思われる。距離による規制も一つの手法かと思われるが、よくそういった所で様々な看板を見ることがあるため、そのことが付近の住民にとって、地域の景観への影響を気にする要因となるのでは。そういう立場の人たちからみた環境整備の視点というのは、どのようになっているのか。

事務局：

現在考えている規制の趣旨は、主要な幹線道路であるため、走行車から見た美観と風致を維持すること、また沿線に看板が多く立つことが想定されることから、そこに対して一定の制限を設けるということである。周辺の方々のよりよい景観のために屋外広告物行政の立場から何ができるかという点については、道路沿線一律の規制というよりは、例えば条例に規定している「広告景観地区」という制度を活用することが考えられる。高速道路沿線もそうだが、例えば藤川や八帖、中心市街地等、それぞれの地区ごとに、色彩やデザインなどが地区の特性に合った広告物へ、誘導するようなルールを設けていくという方法が、屋外広告物行政の立場からできることではないかと考える。

瀬口会長：

広告景観地区というのは、規制側か、緩和側か。

事務局：

規制もできるし、緩和による賑わいを作ることでもできる。イメージとしては、規制を緩めている場所として、新宿の歌舞伎町は広告をたくさん出してよいというルールを作っている。逆に金沢や京都では、厳しく広告の規制をしているところもある。条例上の広告景観地区としては、条文では「市長は良好な景観を形成するため、広告物および掲出物件の整理を図ることが特に必要であると認める地域を広告景観地区として指定することができる。」としており、広告景観指針を定めて、規制と誘導との両面から行うというような内容になっている。

瀬口会長：

金沢の場合の、郊外の幹線道路の規制について、広告景観地区でやっているのかどうか。次回で良いので教えて欲しい。

杉野委員：

サービスエリアやインターチェンジに関連して。当然必要性があつて看板が出ているものと思うが、豊田市の事例を紹介したい。市街地から足助方面へ向かう道路の途中の交差点部、信号で左右に分かれる T 字路の部分がある。そこには大きさも字体もさまざまな看板がたくさんあつた。通行者が道に迷わないために必要な情報であるがゆえにそういった形になったものと思われるが、そういう所では、大きさと色とデザインを統一するような制度を適用することになった。持ち主の了解も得られ、今では意外ときれいに、すっきりと看板の整備ができています。もしインターチェンジや交差点等で、今回の規制を検討する中でそういったことが想定されるとすれば、新しい試みをやるチャンスかと感じたので、ぜひご検討いただきたい。看板の統一性、デザインに関しては、この場では柴田委員のご意見を聞くことができる。ある一定の枠組みを作るといふのは可能なのか、製作者の意見もあるかと思うが、そういう事例もあるので、新しい制度の提案ができるかどうか、一度お考えいただきたい。

大野委員：

国道 473 号バイパスの規制について書かれているが、他にもバイパス道路というものは各地に多くあると思うが、どの程度の規制がされているものなのか。

事務局：

その場所の交通量がどれぐらい想定されるかによる。高速道路から降りてくる部分のバイパスについては、規制をかけている自治体がある。この国道 473 号バイパスについても、高速道路に接続するバイパスということで、今回規制をかけたいと考えている。逆に、山間部を通るような、あまり交通量の増加が見込まれなさそうなバイパスについては、規制がかかっていない場所もあるのではと思う。看板が立ちそうかどうか、という視点で考えている。

瀬口会長：

国道 473 号バイパスについては、観光目的という性格は薄い。沼津の高速へのアクセス道路は酷い。観光客向けという部分もあるのかとは思いますが、個人的にはそうはなって欲しくない。

柴田委員：

中部国際空港へ通じる道が、とても看板が多いということで、規制がかかって一斉撤去、という話になったかと思う。インターから下りるあたりには看板を出したがる人が多い。何らかの規制等の対策をしておかないと、看板だらけになってしまうことが懸念される。看板が全く無いのもまた困る話ではあるが看板が出る前提での規制が必要ではと思う。

瀬口会長：

札幌も、空港へ向かう道は看板がすごくあって酷い。

柴田委員：

高速道路や国道1号から何メートルはだめというのは、屋外広告物法で決まっていることなのか。

事務局：

条例及び、告示において定められている。

瀬口会長：

法律は、基本的に最低限のラインにそろえてある。それより環境を良くしようとする自治体では、独自に条例で上乘せするような形になっているかと思う。市町村で条例を持っていないところは、県の条例が適用になる。

柴田委員：

国道1号について、この地図だと一部に規制の無いところがあるが、自動的に規制がかかるのでは。

事務局：

人口集中地区や都市計画法の用途地域が商業地域である地区については、禁止区域や指定道路・鉄道等に接続する区域の規制が除外されるため、許可地域となっている。

瀬口会長：

人口の集まる所には看板があっても差し支え無いが、郊外の田園風景のような場所に看板が乱立することは望ましくない、というのが今の法律の考え方である。今後変わってくることもあるかもしれないが。

柴田委員：

岡崎城の周辺が許可地域になるというのは、少々不安があるが。

事務局：

岡崎城の周辺については、都市計画法の用途地域が商業地域であるため、許可地域となっている。

瀬口会長：

規制をかけようと思えばかけられる条例になっているということか。

事務局：

先ほどの広告景観地区というものは市独自の制度であり、市が積極的に指定をすることで、厳しくもできるし緩和もできるというものである。条例を制定以降、まだこの制度を活用したことがないので、今回の議論を踏まえて、今後きめの細かい規制や誘導をしていくことを検討していきたい。

岩月委員：

目的や趣旨については、車の交通量の多い場所についてはどうしても看板が増えるため、色などの規制については現時点ではないながらも、まずはその量を規制するということかと認識している。適用除外、規制を緩和する部分について聞くが、先ほど田園地区では禁止しているという話もあった中で、新東名沿線地域にきれいな景観や田園風景が広がっている場所があった場合に、規制が緩和されてしまう点については、どう考えるか。

事務局：

岡崎の山間部、旧額田町地域については、基本的には全面許可地域となっている。旧額田町地域は自然の景観が美しい場所であるため、そういった場所に広告が立ってしまうとどうなるのかという危惧はあると思う。現状は、基本的に新東名の高さからは見えないような下の方に、自家用広告や一般広告があるような状況だが、そういった場所の広告主から、かなり高い所を通っている新東名からの規制がかかっているという話では、理解を得にくいところがある。また、高架の下や山で見えないような場所に、新東名向けに看板が乱立するおそれはあまりないと思われるため、適用除外の考えを適用しても問題無いのではないかと考えている。

瀬口会長：

適用除外にするということは、自家用看板ではない一般広告、野立て広告を立ててもよいということになるかと思うが、そのあたりの説明は。

事務局：

野立て広告についても、高架の下で新東名からは実際には見えないような場所に立てるとなると、新東名に見せることが目的ではない看板が立つと考えられるため、そういった場所については通常の許可地域と同じ規制をあてることで問題は無いかと考える。

瀬口会長：

苦情が出るような可能性はあるのか。

事務局：

現在、東名高速道路沿いで全面禁止地域になっている場所があるが、山で明らかに見えない所なのに、店の前の細い道に立てるような野立ての看板が、東名高速道路向けではないの

になぜ禁止になってしまうのかというような話はいただいている。

柴田委員：

禁止地域で適用除外になった場合は、指定道路及び鉄道に接続する区域の扱いになるのか、許可地域の扱いになるのか。

事務局：

許可地域の扱いになる。

柴田委員：

指定道路及び鉄道に接続する区域にしておいた方が良いと思う。田園風景など、ある程度規制をかけておいた方が。

杉野委員：

東名高速道路沿線に工作物、具体的には通信鉄塔がいくつもある。40m級の通信鉄塔が、豊橋方面から岡崎、豊田を通るあたりの山間に、7、8本高いものが乱立している所がある。一般にこういった工作物の設置は、地域の方に嫌われ、土地を貸してもらえないことがあるようで、ゆえに高速道路の脇の田の中や、山並みの傾斜地の法面に立っていたりするようである。広告物ほどは気にならないものの、そういった特殊な工作物についてはどう考えるか。

事務局：

現在、工作物については18mを超えるものは景観協議を義務付けており、景観への配慮をお願いしている。色や形状など細かい規制をかけている自治体もある。愛知県下でも、県内の景観行政団体の連絡協議の場である「景観行政連絡協議会」において、通信鉄塔の類についても何らかの対策ができないかと、いつも議論にはなるものの、なかなか具体的な規制をかけるところまでは至っていないという状況である。課題としては各市町が共通認識を持っている。具体的に検討を始めていきたいとは考えている。

柴田委員：

条例で規制をかけても、条例を守らない業者が勝手に看板を立て、逃げる場合もある。どう管理していくかについても検討いただきたい。

瀬口会長：

先ほど指摘のあった、サービスエリアの件について。まだサービスエリアが完成していないので分からないが、どこまで見えるかを確認した方がよいと思う。場合によっては、500mの禁止区域を広告景観地区等に指定するような考え方があり得るかどうかの検討もお願いしたい。

なお、本件については、今年度中の審議会で意見聴取という形になるとのことである。

10 報告第3号「第2回おかざき景観賞について」(説明)

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 目的について
- (2) 実施体制について
- (3) 部門について
- (4) 表彰について
- (5) スケジュールについて

11 報告第3号「第2回おかざき景観賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

建造物部門の対象が「5年以内に完成又は改修したもの」とあるが、なぜ5年か。

事務局：

賞の趣旨として、良好な景観の形成のために行う工夫や努力を評価・表彰することで、他の市民等が今後建築行為をする際のひとつのモデルとしたいということがある。そのため、比較的最近に完成又は改修された建造物を対象として考えている。5年という期間については、過去に都市景観環境賞という賞を設けていたことがあるが、それについても5年以内としていた。他の自治体の景観に関する賞についても、5年以内のものを対象とすることは、珍しいことではない。

杉野委員：

建造物部門について。用語の統一の問題だが、対象外の項目の中で、最後の名詞で止めてある部分が建築物であったり建造物であったりと、不揃いとなっている。建築という用語が重複するというのであれば、建設するということに含めて、建造物という言葉で止めたほうが良いのではと思った。また、4の表彰の部門賞の中にも、建築物部門という言葉があるが、これについても、他の部門との用語の取扱いを考えると、建造物部門の方が良いと思った。用語の確認をお願いしたい。

事務局：

条例上、建造物という言葉に建築物や工作物を含むとしている。指摘のとおり、建造物に統一する。

柴田委員：

広告物部門の受賞者として、広告物の所有者、設計者、施工者となっているが、よくあるケースで、どこかの枠を借りて広告を出すという場合がある。そうした場合の所有者とは、枠の持ち主か、広告のクライアント、スポンサーなのか。また、設計者とは広告物の枠を設計した人なのか、広告板を設計したデザイナーなのか。所有者については、クライアント、スポンサーであるならば、広告主の方がわかりやすいのでは。

天野委員：

建造物に付随するような広告であれば、ある程度長い期間設置されるものと考えられるが、コンテンツは短期間で変わってしまう可能性がある。そういう場合どこまでが対象になるのか微妙だと感じる。

柴田委員：

周辺環境と調和した広告を表彰するための配慮かとは感じている。

瀬口会長：

広告そのものが対象であり、建築は対象ではないことを考えると、設計者とはデザイナーで良いのでは。対象として、広告主、デザイナーの2つはまず挙がるかと思う。屋外広告業界として、表彰対象がこの2者で良いのか、3者となるのか確認したい。デザインする所と設置を行う会社は異なるのか。

柴田委員：

異なる場合もあれば、同じ場合もある。大きなクライアントはその中にデザイン部門を持っているケースもある。

事務局：

他市の例では、例えば対象として「広告主、デザイナー、制作者」の3者であったり、「施工主、設計者（デザイン）、及び施工者」であったりする。3者が一般的ではある。

柴田委員：

広告主、設計者（デザイン）、施工者（制作者）、の3者でどうか。

瀬口会長：

言葉の馴染みの問題として、「施工者」と「制作者」だと、業界ではどちらがよく使われるのか。

事務局：

他市の例では、「施工者また、「製作者」「制作」と「制作者」のどちらが多いかという、若干「施工者」の方が多い印象である。者」のどちらも使われている。

瀬口会長：

どちらにしても、業界で通じる言葉を選ぶべきかと思う。

杉野委員：

自薦の場合には、複数の人の連名で出してもらう方が安心かと思う。いわゆる設計者が単独で出して、所有者がそれを了解していないというようなトラブルになりかねないので、表彰対象の項目としては複数書いておいたほうが、受け取る側としては安心だと思う。

瀬口会長：

確認だが、応募は自薦か他薦か。市民から公募しているような場合、応募者から持ち主や設計者へ問い合わせができないため、そのまま応募してもらい、受賞するときに持ち主や設計者を確認して、了解したらそこが該当するとしているところもある。連名で応募するという形は、公募ではなく3者からの推薦を募るという形であれば可能かとは思いますが。

事務局：

応募は自薦、他薦を問わない。他薦の場合は事務局で表彰対象を確認することになる。

水津委員：

景観まちづくり部門の対象外の項目において、一般的によくこういう言い方をされていると思うが、「既に表彰を受けたものは除外する」というもの。一般市民からすると、すごくいい活動があるのになぜ入っていないのかと思われることがある。ノミネートはさせておいて賞には選ばない、という方がいいのではないかと思う。最初から除外しない方がいいと思う。

事務局：

様々な活動を広く表彰していきたいという思いがあるため、一度受賞しているものは対象外とさせていただいた。応募自体は受け付けておいて、選考の段階で過去に受賞しているものは外すということか。

水津委員：

応募したものがすべて受賞するわけではないから、いくつかの良い活動が大衆の目に見える形で列挙されている中で、その中から今回賞を与えるのは、過去に受賞歴のないこれになった、という方が自然かと思う。

瀬口会長：

パンフレットを作る際に、ノミネートしているものの中で過去に受賞歴があるものは、その旨を書いておけば良いのではないかと。応募者がそれを知らないこともあると思う。文字だけで良いと思うが、書いておけば応募した人は分かりやすい。そうするかどうか。

水津委員：

賞を割と近いタイミングでもらうこともある。パンフレットに示す場合、印刷に間に合うかどうかという問題があるかもしれない。

瀬口会長：

応募が集まったときに、そうしたケースがあれば掲載という形でどうか。パンフレット作成時に掲載可能な分だけでも。

岩月委員：

「おかざき景観賞」ということだが、これまでの「都市景観環境賞」を引き継いでいないのはどうしてか。

事務局：

都市景観環境賞の最後は2008年頃だったかと思うが、そこからこれまでに景観法に基づく岡崎市景観計画が策定された経緯もあり、新たにリニューアルという形で「おかざき景観賞」を始めた。約10年間、市では景観に関する賞は設けられていなかった。

岩月委員：

現在の制度に合わせた選び方で選ぶ、という趣旨でリニューアルされたと理解した。

瀬口会長：

1回目と、賞の部門名称が違うのはなぜかの説明も欲しい。前は「創出景観」、今回は「建造物」、新たに「広告物」を加えました、そういった経過が分かるようにした方が良いかと思う。パンフレットを作る段階か、応募する段階かだが。検討をお願いしたい。

また、前身である賞について、平成元年から実施しているという、歴史があることを強調したほうが良いのでは。

岩月委員：

今の状況だと、途切れてしまっていて歴史がないような感じがする。賞の価値的にもどうなのかという印象が強くなる。やはり昔からやっていたというような、継続してあることだと賞の価値も上がってくると思う。

天野委員：

前回、応募点数が少なく、今回から景観整備機構も交えて呼びかけていこうということだが、やはりある程度周知して、数も質も含めてそれなりにいい応募があるようにすることが、この活動を深めていく上で大事かと思う。我々も提案していかないといけない立場になったが、前回の反省を踏まえて、周知の方法等で前回と変わる部分があったら教えてほしい。

事務局：

景観整備機構と一緒に活動していくというところで、天野委員の所属する「特定非営利活動法人 岡崎まち育てセンター・りた」の場合は、地域活動の支援の方々との連携があるため、その方面での連絡がとりやすいという部分があると思う。先日、景観整備機構となった「公益社団法人 愛知建築士会」の場合も、建築士の方々への周知ができるようになるため、周知に関するメリットは大きいのではと思っている。

瀬口会長：

前回の経緯を踏まえて応募の期間を長くしたり、部門についても広告物部門が新しく入ったということがあったり、今日の意見では建造物の名称統一とか、受賞者の統一等について御意見をいただいた。

私から1点。対象外のところで、違法なものとか公共施設とが並んでいるが、これは並び方としておかしいと思う。違法なものについて、除外とかもう少しきつい言葉で、対象外のところの一番下に移してはどうか。広告物の方は一番下に書いてあるが、建造物の方は中に入っている。文化財と違法なものが同じ箇所には並んでいるのは違和感がある。対象外というものと、除外というものを分けた表現にした方が良いと思う。

12 報告第4号「景観整備機構の指定について（公益社団法人 愛知建築士会）」（説明）

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 景観整備機構の指定状況について
- (2) 愛知建築士会の法人の概要について
- (3) 景観整備機構として行う業務について

13 報告第4号「景観整備機構の指定について（公益社団法人 愛知建築士会）」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

ヘリテージマネージャーとは何か。

事務局：

ヘリテージマネージャーとは、文化庁が推進している制度で、歴史的な建造物について、専

門的な立場から所有者等への助言を行うほか、管理に関して相談を受ける等の役割を担う専門家のことをいう。愛知建築士会が近年、県下の建築士を対象に、講習会を実施している。本審議会の瀬口会長や杉野委員も講師をしていると聞いている。

現在、このヘリテージマネージャーを一定程度増やして、常時はもとより災害時にも、いち早く歴史的な建造物への対応を建築の専門家ができるような体制づくりが、主に全国の建築士会を母体として行われている。愛知建築士会の岡崎支部にもヘリテージマネージャーの資格取得者が増えてきていると聞いている。

本市の景観重要建造物の多くは歴史的な建造物で、修理の際にインターネット等で相談できる専門家を探したと、ある所有者から聞いたことがある。市内に歴史的な建造物の修理等に詳しい専門家がいれば、いろいろと気軽に相談や実際の修理等について意見を聞きたいとのことであった。この点について、市内のヘリテージマネージャーが果たす役割は非常に今後意義があると考えている。

14 その他

柴田委員：

新聞の切り抜きを皆様に配布させていただいたが、9月3日にまた札幌で看板が落ちた、という記事である。

私どもの上部団体で日本屋外広告業団体連合会、通称「日広連」という団体がある。そのホームページに「安全と看板のガイドブック」、「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」、「まちとつながるサインの事例編」等、データをアップさせていただいたので、よろしければ一度ご覧いただきたい。看板の安全基準について載せている。

天野委員：

以前もこちらの審議会で少し話題になった、乙川リバーフロント地区の整備事業について。岡崎市で、乙川とその周辺をこれからの岡崎の顔として、また観光産業の軸として整備をしていくという事業を進めている。この8月に、デザインシャレットという形で、県内の学生を中心に、土地の利用計画を考えていただいた。具体的な場所は、中央緑道と呼ばれる籠田公園の南側の通りと、殿橋のたもとにあった太陽の城という児童施設の跡地である。学生に考えていただいた案をたたき台に、これから岡崎市のリバーフロント地区がどうあるべきか、ということを考えていくきっかけとして、今、市役所東庁舎の1階に、案と一緒に対象地域の5m×5m程の大きな模型を展示している。市職員や、市役所に訪れる市民の方に知っていただいて、3案の中から良いと思ったものに投票してもらい、その結果をもとにこれから市民で話し合いをしていく、という活動を進めている。逆方向になってしまうが、お帰りの際によろしければ東庁舎1階ロビーにお立ち寄りいただきたい。

岩月委員：

デザインシャレットには私も参加させていただいた。私からもよろしくお願ひしたい。

屋外広告物の件で禁止地域という言葉があったが、この「禁止」というのは量を減らすという目的で、色や景観的なことにはまた別の、「広告景観地区」というような規制があるのか。

事務局：

禁止地域の主旨は、面積の制限など量を減らすということである。色彩に関しては、原色を過度に使用しないこととか、広告板だと地色に黒又は原色を用いないこと、というような規定はあるが、例えば、デザインや推奨する色などは、特段設けられていない状況である。このため、現在、マンセル値などの数値による色彩の規制・誘導は行っていない。

瀬口会長：

規制をしようとしたら、法律、条例的にどういう方法があるか。

事務局：

質の向上という面では、景観法での規制・誘導も一つの方法であるが、ここ最近、京都市のように独自の規制をかけている自治体も増えてきており、本市も今後、屋外広告物に関しては、きめ細かくやっていく必要があると考えている。

岩月委員：

禁止地域というのは、道路沿いにしかないものなのか。

事務局：

配布パンフレット「屋外広告物の規制について」の1ページ、禁止地域等という枠の中を参照いただきたい。道路沿いのほか、文化財の周辺や公園、第一種・第二種低層住居専用地域、学校、河川、溪谷などについても禁止区域となっている

岩月委員：

岡崎城の周辺などは、禁止地域のみでなく、色に関する規制があると良いと思う。そういった場所が少しずつ増えると良いと思う。

天野委員：

屋外広告物に関して、「とよはしサインフォーラム」に関連し実施されたまち歩きで、柴田委員と一緒に中心市街地周辺をまわらせていただいた。その際話題にあがったのが、国道1号沿いのデジタルサイネージであった。結構な大きさの看板で非常に強烈なインパクトがある。しかも動画で動くため、運転時に気になる。景観的にも、交通安全の視点からも、あまり好ましくないように感じる。今後新しい規制の対象になっていくのでは思われるが、どういった枠組みでデジタルサイネージのようなものが規制をされていくのか。

また、禁止の広告看板等に入っていないが、意外と歩いていて感じたのが自動販売機という

ものが、身近な、人間の視点に非常に近いところで結構なボリュームで、しかも原色を多用している。旧東海道等では非常に目立って、まちなみを阻害するような要素として感じられる。自動販売機についても規制の対象とすることを考えても良いのではと感じた。

瀬口会長：

県道の周辺の看板が非常に酷い。今日の議論は高速道路と国道についてはあるが、県道周辺の看板をどう秩序立てたらよいのかというのが気になっている。あと、公園や文化財についての記載はあるが、公園の敷地内のことだと思われる。公園の周辺、文化財の周辺という部分についてはここには書いてないが、それをどう考えるか。公園を出る正面に看板があるような公園もある。そういったものも、市内にあるようだったら検討していただきたいと思う。

柴田委員：

規制というのは大事なことだと思う。しかし、一網打尽に規制をかけると、楽ではあるが、魅力のあるまちになるかどうかというと大変疑問な部分がある。例えば、エリア毎に、どんなまちにしたいかというイメージを持ち、そのエリア毎に合った色は何だろうか、と考えるような使い分けも一案だと思う。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成 27 年度第 2 回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
